平成28年2月19日(金) 愛知県県民生活部県民生活課 消費生活相談グループ 担当 古田、横溝 内線5031・5032 $(\cancel{5}^{\circ}\cancel{4})$ 0 5 2 - 9 5 4 - 6 1 6 5

一消 費 者トラブル 情 報

くあいちクリオ通信 平成28年2月号 (No. 332) >

友人・知人からの儲け話に注意!

~マルチ取引に関する相談が増加~

「SNS(※1)で『今よりも稼ぐことができる。』と勧誘されて会員登録したがやめたい。」、 「友人に『誰でも簡単に稼ぐことができる。』と誘われて契約したが、借金だけが残って しまった。」などのいわゆるマルチ取引(※2)に関する相談が増加しています。

マルチ取引は、友人などの身近な人から誘われ、断りにくいという特徴がありますが、 勧誘を受け、契約してしまっても、特定商取引法上の「連鎖販売取引」に該当する場合は、 法定書面(法的に有効な契約書等)を受け取った日又は商品を受け取った日のいずれかのう ち遅い日から20日間はクーリング・オフすることができます。

トラブルに遭ったり不安を感じた場合は、早めに消費生活相談窓口へ相談しましょう。

- ※1 ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネット上において友人等とつながり、交流できる 場を提供するウェブサイトサービス。
- ※2 消費者が商品・サービスを契約し、次は自分が販売員となって買い手を探し、買い手が増えるごとにマージ ンが入るというように、次々と組織を拡大していく取引。

〇相談件数の推移

平成27年1月から平成27年12月までの1年間に寄せられたマルチ取引に関する相談件数は、愛 知県が322件、県内の消費生活センター設置市が394件(※)の合計716件となり、前年同期と比 べて26.5% (150件) 増加しました。

※ 平成28年2月4日時点のPIO-NET (全国消費生活情報ネットワーク・システム) 登録件数

[年度別の推移]

(単位:件)

(単位:件)

□センター設置市 ■愛知県

700 639 600 523 499 471 500 458 352 400 265 246 238 241 300 200 287 253 258 233 217 100 0 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 [過去1年の推移(対前年同期)]

□センター設置市 ■愛知県 800 716 566 600 394 314 400 200 322 252 26年1月~12月 27年1月~12月

愛知県県民生活部県民生活課

*この内容は、2月19日(金)午前10時30分から愛知県のWebページで御覧いただけます。 http://www.pref.aichi.jp/kenmin/shohiseikatsu/

> クリオ通信 | 検索 🍆 または

広報誌・機関紙等への転載などに、ぜひ御活用ください。

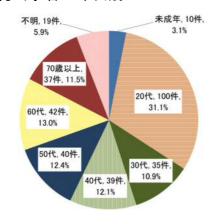
マルチ取引に関する相談(愛知県)の概要

<最近の相談事例から(平成27年1月~平成27年12月)>

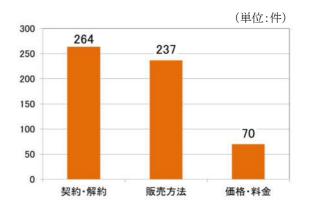
- ☆ 愛知県に寄せられた相談 (322件) を契約当事者の年代別にみると、「20代」が100件 (31.1%) と最も多く、次いで「60代」が42件 (13.0%)、「50代」が40件 (12.4%) となりました。
- ☆ 相談内容別にみると、退会したい、クーリング・オフしたいなどの「契約・解約」が 264件と最も多く、次いで、販売目的隠匿などの「販売方法」が237件、料金が高額であるなどの「価格・料金」が70件となりました。
- ☆ 相談件数の内、SNSを利用した勧誘等に関する相談の件数は25件となり、前年同期の7件と比べて257.1%(18件)増加しました。

【愛知県(平成27年1月~平成27年12月)の相談状況】

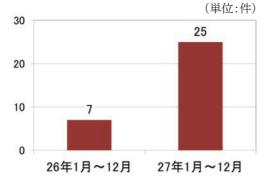
◆契約当事者の年代別



◆相談内容別 (上位3件・重複計上)



◆SNSによる勧誘等の相談件数(内数)



◆商品等別(上位5件)

順位	商品名	H27.1~12 件数(件)		H26.1~12 件数(件)		対前年同期 増減数(件)	
1	健康食品	54	(1)	61	(2)	-7	(-1)
2	ファンド型投資商品	42	(6)	16	(1)	+26	(+5)
3	化粧品	38	(3)	33	(0)	+5	(+3)
4	内職•副業	20	(7)	9	(2)	+11	(+5)
5	デジタルコンテンツ	16	(1)	6	(0)	+10	(+1)

※()内は、SNSによる勧誘等の相談件数(内数)

◆契約当事者の性別

①女性:172件(53.4%) ②男性:148件 ③不明:2件

◆契約当事者の職業別

①給与生活者:158件(49.1%) ②家事従事者:52件 ③無職:50件 ほか

◆相談者の内訳

①契約者本人:213件(66.1%) ②契約者と別の人(家族等):109件

◆契約購入金額

平均額:98万円

◆既払金額

平均額:80万円



SNSで友人に儲かる話があると誘われ会員登録したがやめたい。(20代 女性)

友人からSNSで「今の稼ぎより儲かる。」と誘われ、内容がよく分からないまま化粧品のマルチ取引の説明会に参加した。

説明会では「朝から晩まで必死に働くなんて馬鹿げている。お金さえあれば、働かなくて済む。」、「会員になり、化粧品を買って人に紹介し、売れたらマージンが入る。」と言われ、儲かるならと思い、その場で会員登録用紙にサインした。

しかし、後で冷静になると、簡単に儲かる話はおかしいと思い、やめたくなった。どうしたらよいか。

(助言) 販売会社あてにクーリング・オフ通知をするよう助言し、その方法を説明した。 また、万一、商品が届いた場合には受取拒否することも助言した。

友人に誘われて投資組織に加入したが、解約するので返金してほしい。 (20代 男性)

友人に「面白いお金の稼ぎ方がある。」と誘われ、事業の紹介者に会った。紹介者から、「不動産投資のインターネット広告事業だ。間違いなく成功する。」、「紹介者にはランクに応じた配当がある。資金は約30万円だ。」と勧誘された。高額のため迷っていると、「借金してでもやる価値がある。」と学生ローンを紹介された。後日、ローンと貯金で資金を支払い、友人が自分のスマートフォンから登録手続きをした。契約書はもらっていない。事業は未だ始まらず、配当金もないため、ローンの返済が大変だ。解約するので全額返金してほしい。

(助言) 書面不交付によるクーリング・オフを通知すること、また、返済能力の乏しい学生にローンを強要して契約させる行為は県条例違反であるため、契約までの経緯と共に文書で通知するよう助言した。 後日、相談者から「全額返金された。」と連絡があった。

アドバイス

●契約の意思が無ければきっぱりと断りましょう

マルチ取引は、友人などの身近な人から誘われ、断りにくいという特徴がありますが、「簡単に儲かる。」などの話を鵜呑みにせず、契約の意思が無い場合はきっぱりと断りましょう。 また、判断に迷う場合は、一人で判断せず、家族等に相談するようにしましょう。

●クーリング・オフすることができます。

勧誘され、望まない契約をしてしまった場合でも、マルチ取引のうち、特定商取引法上の「連鎖販売取引」に該当する場合は、法定書面を受け取った日又は商品を受け取った日のいずれかのうち遅い日から 20 日間はクーリング・オフすることができます。

●周囲の見守りも大切です

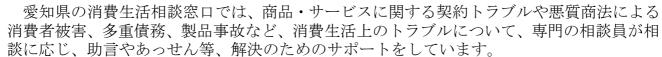
マルチ取引に関する相談では、家族など、契約者の周囲の人からの相談が多いという特徴があります。 また、社会経験の少ない 20 代の若者がトラブルに巻き込まれる割合が多く、トラブルを抱えたまま 誰にも相談できず、状況を一層悪化させてしまうケースも見られます。

身近な人が望まない契約をしていないか等、日頃から周りの人が気を付けるようにしましょう。

●早めに相談しましょう

トラブルに遭ったり、不安に感じることがあった場合は、早めに消費生活相談窓口へ相談しましょう。

◆★◆★★★★ 消費生活相談窓口の御案内 ◆★◆★★★



また、多重債務に関する相談については、弁護士・司法書士による法律相談も行っています(1回1時間以内・予約制)。

お困りの際には、お早目に愛知県消費生活総合センター及び最寄りの消費生活相談室又は お住まいの市町村の消費生活相談窓口に御相談ください。

愛知県								
相談窓口名称	電話番号	相談受付時間						
100000000000000000000000000000000000000		消費生活相談窓口	多重債務法律相談(予約制)					
愛知県消費生活総合センター	(052)962-0999	月~金 9:00~16:30 土・日 9:00~16:00	火·木 13:00~16:00					
尾張消費生活相談室	(0586) 71-0999	月~金 9:00~16:30	第2水 13:00~16:00					
海部消費生活相談室	(0567) 24-9998	月~金 9:00~16:30	_					
知多消費生活相談室	(0569) 23-3300	月~金 9:00~16:30	_					
西三河消費生活相談室	(0564) 27-0999	月~金 9:00~16:30	第1・3火 13:00~16:00					
東三河消費生活相談室	(0532) 52-0999	月~金 9:00~16:30	第2·4水 13:00~16:00					
新城設楽消費生活相談室	(0536) 23-8701	月~金 9:00~15:00	_					

※平成28年4月1日から東三河広域連合が消費生活相談業務を開始することに伴い、東三河消費生活相談室及び新城設楽消費生活相談室の消費生活相談業務については、平成28年3月末日をもって終了します。

消費生活センター設置市(原則、それぞれの市内にお住まいの方を対象としています。)

相談窓口名称	電話番号	相談受付時間				
名古屋市消費生活センター	(052)222-9671 (052)222-9690(土·日)	月~金 9:00~16:15 土・日 9:00~16:15(電話のみ)				
豊橋市消費生活相談室	(0532)51-2305	月~金 10:00~16:30				
岡崎市消費生活相談室	(0564) 23-6459	月~金 9:00~16:00				
一宮市消費生活相談窓口	(0586)71-2185	月~金 9:00~16:30				
瀬戸市消費生活相談室	(0561)88-2679	月・火・木・金(第5週を除く) 10:00~12:00/13:00~16:00				
春日井市市民活動推進課 消費生活相談室	(0568)85-6616	月~金 10:00~12:00/13:00~15:00				
春日井市東部市民センター	面談のみ	第2·4水 13:00~16:00				
豊川市消費生活センター	(0533) 89-2238	月~金 9:00~16:00				
豊田消費生活センター	(0565) 33-0999	毎日(12/29~1/3、5/3~5/5とその前後に連続する土・日・祝を除く) 10:00~18:00				
小牧市消費生活相談センター	(0568) 76-1119	月~金 10:00~12:00/13:00~16:30				

消費者ホットライン(最寄りの消費生活相談窓口につながります。) 188 いやや(嫌や!)

注意 マイナンバー制度に便乗した不審な電話や個人情報の取得に御注意ください!

マイナンバーの通知に関連して、「口座番号を教えてほしい」「個人情報を調査する」などといった不審な電話等に 関する相談が全国の消費生活センターに寄せられています。マイナンバー制度に便乗した不審な電話はすぐに切り、 来訪があっても断ってください。不安を感じた場合は消費生活相談窓口や警察へ御相談ください。